

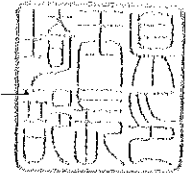
消費第438-1号

平成25年11月11日

社団法人埼玉県食品衛生協会

会長 須賀 文雄 様

埼玉県県民生活部長 吉野 淳



飲食店のメニュー等における適正な表示の徹底について（依頼）

日ごろから、本県の消費者行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、県内外のホテル・百貨店等の飲食店において、メニュー表示とは異なる食材を使用して料理を提供していた事案が報じられています。

商品又は役務の内容について、事実と異なる表示を行い消費者を著しく誤認させることは、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）により禁止されています。

つきましては、メニュー等の適正な表示の徹底を図り、食品の安全と安心を確保するため、下記について、貴職より貴会会員に対して周知くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 飲食店のメニュー等に事実と異なる表示がないか速やかに点検を行い、消費者を著しく誤認させることのないよう適正な表示を行うこと。
- 2 今後も景品表示法をはじめとした食品表示関連法令に係る正しい知識の習得に努め、その遵守を徹底すること。

担 当

県民生活部消費生活課事業者指導担当 臺、斉藤

電話 048-830-2934